

鶴が丘中学校父母教師会会則

第1章 総 則

(名称・事務局)

第1条 本会は、鶴が丘中学校父母教師会と称し、事務局を鶴が丘中学校に置く。

(組織)

第2条 本会は、鶴が丘中学校の保護者及び教職員をもって組織する。

(運営組織)

第3条 本会の事業の運営を民主化し、効率化するために第11条に定める会議を開催する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と研修を図り、協力して家庭・学校及び地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との緊密な連携
- (2) 教育環境の整備と健全育成の推進
- (3) 教育の振興を図るための調査研究及び援助
- (4) 生徒の各種活動の奨励、援助
- (5) 会員相互の研修及び親睦
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 役 職 員

(役 員)

第6条 本会は、次の役員及び監事を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務長	1名(教頭)
事務次長	1名(教務主任)
会計	3名(うち教職員1名)
庶務	3名(うち教職員1名)
監事	2名

(役員を選出)

第7条 役員及び監事は、役員選考委員会において選出し、総会で承認をえなければならない。

- 2 選考委員会の規程については、別に定める。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会務を整理し、会長に事故あるときは、これを代理する。

事務長は、本会の事務を掌理する。

事務次長は、事務長を補佐し、事務長に事故あるときは、これを代理する。

会計は、本会の会計をつかさどる。

庶務は、本会の庶務をつかさどる。

監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とし、毎年総会において改選する。ただし、再任は妨げない。

2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与及び顧問)

第10条 参与は校長とし、本会の運営に参与する。

顧問は、総会に諮って会長が委嘱し、本会の諮問に応ずる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会・役員会・運営委員会・学年委員会・専門委員会・特別委員会とする。

(総 会)

第12条 総会は、会長が召集、または、書面審議にて開催する。ただし、役員会において必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2 総会は、会員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立する。(召集形式)

3 書面議決は、会員の過半数の承認をもって成立する。(書面形式)

4 総会には、次の事項を付議する。

(1) 会則の改廃

(2) 事業の計画・報告

(3) 予算、決算の決定

(4) 役職員の承認

(5) その他、特に重要な事項

5 総会の議事は、出席者(書面表決書)の過半数の同意で決する。可否同数のときは、議長が決する。

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成し、会長が召集して会務の運営にあたる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、役員、学年委員会委員長、及び専門委員会委員長をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

運営委員会が欠席の場合は、各委員会より代理が出席する。

2 運営委員会には、次の事項を付議する。

(1) 総会から委任された事項

(2) 総会に付議する事項

(3) 規程の制定及び改廃

(4) 会費の増額を伴わない予算の更生

(5) その他、特に重要な事項

(学年会)

第15条 学年会は、学年を同じにする保護者をもって構成し、生徒の発達段階に応じた研修と学年経営の協力援助を図り、教育環境の整備と生徒の健全育成につとめる。

2 学年会の運営については、別に定める。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、二学年より選出された委員をもって構成し、研修保体、広報、健全育成の各部門にかかわる企画、運営につとめる。

2 各専門委員会の運営については、別に定める。

(特別委員会)

第17条 特別委員会は、役員会が本会事業運営上必要と認め、運営委員会の承認を得て置くことができる。

2 特別委員会の運営については、別に定める。

(議事録)

第18条 総会の議事録については、庶務がその要点を記録し、会長が指名した議事録署名者2名の署名を受けなければならない。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

3 予算は、運営委員会に諮って更生することができる。

ただし、次期総会に報告しなければならない。

4 本会の金銭及び財産は、本会の目的達成以外のために使用することはできない。

5 会計の予算、決算及び帳簿類の様式、その他会計に関する細目は、役員会に諮って会長が定める。

(監査報告)

第20条 本会の会計は、2回以上の会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 会則の改正

第21条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第22条 会則に基づく各種規定は、運営委員会において改廃することができる。

(附 則)

1 この会則は、昭和57年4月29日から実施する。

2 昭和 58年 4月 29日 一部改定

3 平成 元年 4月 28日 一部改定

4 平成 4年 4月 18日 一部改定

5 平成 11年 4月 28日 一部改定

6 平成 12年 11月 18日 一部改定

7 平成 17年 12月 19日 一部改定 (平成18年度から施行する。)

8 令和 2年 4月 25日 一部改定 (令和3年度から施行とし、
地区会規程は削除する。)

9 令和 4年 4月 23日 一部改定

役員選考委員会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則7条に基づき、役員及び監事を選出するため役員選考委員会を設ける。
(以下、「選考委員会」という)

(構 成)

第2条 選考委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 各学年委員から 2名
- (2) 教職員選出委員 2名

2 選考委員の中で欠員が生じた場合は、それぞれの選出機関から補充される。

第3条 選考委員会は、互選によって次の役員を選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(責 務)

第4条 役員の現職にあるものは、本会の委員になることができない。本会の委員は役員になることはできない。

2 委員は、選考過程に関することを漏洩してはならない。

第5条 選考委員会は、役員候補者の内諾を得て名簿を作成し、総会において報告し、承諾を得なければならない。

第6条 委員の任期は、その任務を終了するまでとする。

(附 則)

- 1 この規程は、昭和57年4月29日から実施する。
- 2 平成 6年 4月 23日 一部改定
- 3 平成 11年 4月 28日 一部改定
- 4 平成 17年 2月 8日 一部改定
- 5 平成 17年 12月 19日 一部改定
- 6 令和 2年 4月 25日 一部改定 (令和3年度から施行する。)

特別委員会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則第11条に基づき、特別委員会を設ける。

(構 成)

第2条 委員は、役員会で推薦され運営委員会で承認された会員に会長が委嘱する。
委員数は適宜とする。

第3条 特別委員会は、互選によって次の役員を選出する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(任 期)

第4条 委員の任期は、その任務を終了するまでとする。

(附 則) 1 この規程は、平成17年12月19日から実施する。

学年会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則第11条に基づき、学年会をおく。

(目 的)

第2条 学年会は、会員相互の親睦を深め、生徒、教師、父母一体となって学年の教育向上を図るとともに、他学年と連携を密にし、父母教師会運営を円滑にすることを目的とする。

(構 成)

第3条 学年会は、当該学年の保護者並びに教師をもって構成する。

第4条 学年会に、活動を円滑にするため、各学年委員会をおく。

2 学年委員会は、学級委員4名、(委員長1名、副委員長1名、他2名)、学年主任をもって構成する。

3 学年委員長、副委員長は、二・三学年は、前年度の学年委員会であらかじめ選出しておく。一学年は入学式直後の学年委員会結成会で選出された学級委員により互選する。

4 学級委員は、当該学年内で会員の互選により選出する。

(運 営)

第5条 学年委員長は、会務を統理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務を代理する。

学級委員は、学級担任と連絡を密にするとともに学級会員の代表として委員会に参加する。

第6条 学年総会は、学年委員長がこれを招集し、学年会運営に関して連絡協議する。

第7条 学年委員会は、必要に応じ学年委員長がこれを招集し、学年委員会に係る企画運営に関して協議する。

第8条 会議に議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

第9条 学年委員会の運営に関し必要な事項は、学年総会の承認を得て各学年ごとに適宜に定めることができる。

(附 則)

1 この規程は、昭和57年4月29日から実施する。

2 昭和 59年 4月 29日 一部改定

3 平成 4年 4月 18日 一部改定

4 平成 6年 4月 23日 一部改定

5 平成 12年 11月 18日 一部改定

6 平成 17年 12月 19日 一部改定

専門委員会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則第11条に基づき、専門委員会を設ける。

(種 別)

第2条 本会に、次の専門委員会を設置する。

(1) 研修保体委員会

(2) 広報委員会

(3) 健全育成委員会

(目 的)

第3条 前条の規定による各専門委員会の所管事項は、次のとおりとする。

1 研修保体委員会

(1) 会員の研修活動の推進に努める。

(2) 会員の保健体育面の諸活動充実に努める。

(3) 関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達や意見の交流に努め。

2 広報委員会

(1) P T A機関紙の編集・発行に関する事務を行う。

(2) 関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達や意見の交流に努める。

3 健全育成委員会

(1) 生徒の健全育成を図るため会員相互の研修活動の推進に努める。

(2) 教育環境の整備に努める。

(3) 関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達や意見の交流に努める。

(構 成)

第4条 専門委員は、次の委員をもって構成する。

(1) 二学年より選出された16名の委員で構成する。

研修保体委員会 6名

広報委員会 6名

健全育成委員会 4名

(2) 教職員については学校推薦とする。

2 委員は、会長が委嘱する。

第5条 各委員会に、委員長、副委員長をおく。

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、開催する。

第7条 委員会の運営に関して必要な事項は、各委員会において適宜定めることができる。

(附 則)

1 平成 12年 11月 18日 一部改定

2 平成 17年 2月 8日 一部改定

3 平成 17年 12月 19日 一部改定

4 令和 2年 4月 25日 一部改定 (令和3年度から施行する。)

慶弔規程

(根 拠)

第1条 本規定は、会則第5条の趣旨に則り、慶弔に関することを定める。

(適 用)

第2条 会員等が次の各号のいずれかに該当した場合、適用する。

- (1) 会員，生徒死亡のとき
- (2) 教職員の転任，退職のとき
- (3) 慶弔について本会が各種関係団体等より招待を受けたとき，または，出席すべきとき
- (4) 会員が火災及び水害等により被害があったとき
- (5) その他会長が必要と認めたとき

(基 準)

第3条 慶弔の金額は、原則として次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合，金10,000円及び弔電とする。
- (2) 前条第2号以下については，役員会に諮り決定する。

ただし，緊急を要する場合は，会長，事務長，会計が協議して決定し，後日役員会に報告する。

- (附 則)
- 1 この規程は，昭和57年4月29日から実施する。
 - 2 平成 11年 4月 28日 一部改定
 - 3 平成 17年 12月 19日 一部改定

旅費規程

(根 拠)

第1条 本規程は、会則19条により、本会の業務及び市P協・区P連等主催に係わる諸会合・行事に出席した場合には、当該会員に対して旅費を支給する。

(基 準)

第2条 支給の基準は、次のとおりする。

(1) 公共交通機関を利用の時は、実費を支給する。

それ以外の場合は会計規程による。

(2) 宿泊した場合は、会計旅費規定により支給する。

(3) 全日にわたる会議・研修などには昼食代を会計規程により加算して支給する。

ただし、主催者より昼食支給の場合は加算しない。

上記規程によりがたい場合は、役員会に諮り決定する。

(附 則) 1 この規程は、昭和57年4月29日から実施する。

2 平成 11年 4月 28日 一部改定

3 平成 15年 4月 25日 一部改定

4 平成 17年 12月 19日 一部改定

5 平成 26年 3月 19日 一部改定

表彰規程

(根 拠)

第1条 本規程は、本会会員等の表彰について定めるものとする。

(基 準)

第2条 表彰者の選考基準は、ほぼ、次によるものとする。

(1)運営委員を2年以上つとめ、本会の運営・活動に尽力し、向上・発展に著しく寄付したものの。

(2)教育の振興に熱心で、本校の施設改善に資した功績が大なるものの。

(3)生徒の生活、安全、保健教育などに継続的な奉仕活動をしたものの。

(4)その他、前三項に準じ、役員会で表彰するに相当と認めたもの。

(手 順)

第3条 表彰者の選考は、役員で候補者を推薦し、運営委員会で決定する。

(方 法)

第4条 表彰は、会長名による表彰と、会長・校長の連名による感謝状の二種類とし、第2条の1項に該当するものは表彰状、第2条の2・3項に該当するものは感謝状を贈るものとする。

(時 期)

第5条 表彰は、当該会員等の退会または退会に準ずる際実施するものとして総会において行う。ただし、特に必要と認める場合は、臨時に行う事ができるものとする。

(保 存)

第6条 本会に表彰者を記録した表彰者台帳を備え、保存するものとする。

(附 則) 1 平成 17年 12月 19日 一部改定

鶴が丘中学校後援会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は、鶴が丘中学校後援会と称し、事務局を鶴が丘中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、鶴が丘中学校の文化的、体育的教育活動の援助活動を行なうことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 体育、文化活動の県大会、東北大会、全国大会等の補助、助成
2. その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、鶴が丘中学校に在籍する生徒の保護者(正会員)及び本会の趣旨に賛同する者(賛助会員)をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

会 長	1名
副 会 長	1名
事務局 長	1名
会 計	1名
理 事	若干名
監 事	2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長は、鶴が丘中学校PTA会長とする。
2. 副会長は、鶴が丘中学校PTA副会長のうち1名とする。
3. 会計は、鶴が丘中学校PTA会計のうち1名とする。
4. 事務局長は、鶴が丘中学校教頭とする。
5. 理事は、鶴が丘中学校教務主任、鶴が丘中学校PTA副会長のうち1名、会計のうち1名とする。
6. 監事は、鶴が丘中学校PTA監事(2名)とする。

第7条 役員を選出が、前条におけるいずれかの項により難しい場合は、総会で協議の上、決定する。

(役員の仕事)

第8条

1. 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 事務局長は、本会の事務を掌理する。
4. 理事は、本会の運営にあたり、会務を処理する。
5. 会計は、本会の会計事務を行う。
6. 監事は、会計の監査を行う。

(顧問・参加)

第9条

1. 本会に、顧問及び参加を置くことができる。
2. 顧問及び参加は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第11条

1. 総会は、会長、副会長、会計、事務局長、理事、監事をもって構成する。
2. 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長をもって構成する。

第12条

1. 総会は、毎年1回開く。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
2. 総会は、会則の改正、事業、予算、決算、その他必要事項を審議する。
3. ただし、急を要する場合は、役員会に諮り、会長が定め、総会で報告する。

第13条 会議の議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。

(会 計)

第14条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第16条 細則については、役員会に諮り、会長が定める。

(附 則)

1. この会則は、平成10年11月7日より執行する。
2. この会則は、平成17年6月 6日より一部改正する。
3. この会則は、平成18年7月21日より一部改正する。
4. この会則は、平成22年7月13日より一部改正する。
5. この会則は、平成25年3月18日より一部改正する。
6. この会則は、平成30年4月28日より一部改正する。

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 仙台市立鶴が丘中学校父母教師会(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、父母教師会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 文書の送付
2. 本部役員・役員・委員名簿の作成
3. 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
4. 広報誌への掲載
5. その他、会長が必要と認めた時

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第10条 個人情報管理は管理者、又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。又、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対応ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。又、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の命、身体又は財産の保護の為に必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研 修)

第17条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改 正)

第19条 法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(附 則)

1. この規則は、平成31年(令和元年)4月27日より施行する。